令和5年度　社会福祉施設・事業所等の実地指導の結果 【特定相談支援事業所等】

| No. | 事業の種別 | 施設・事業所名 | 運営法人名 | 実施日 | 文書指導事項 | 改善状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1<br>2 | 特定相談支援・障害児相談支援 | 相談支援センターしき彩の杜 | (福)邑元会 | 令和5年8月4日 | なし | － |
| 3<br>4 | 特定相談支援・障害児相談支援 | みつばすみれ学園障害児計画相談支援センター | (福)朝霞地区福祉会 | 令和5年8月23日 | なし | － |
| 5<br>6 | 特定相談支援・障害児相談支援 | 相談支援センターあおい糸志木 | (特非)あおい糸 | 令和5年8月31日 | なし | － |
| 7 | 特定相談支援・障害児相談支援 | 相談支援事業所わん | (一社)M&R | 令和5年9月8日 | ①契約書の前文で「事業者名」が「事業所名」となっていました。事業者は法人になりますので、法人名に修正してください。 | 改善済 |
| | | | | | ②サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成後、モニタリングが行われていない事例が散見されました。つきましては、利用者全員について、モニタリングの実施状況を点検し、別紙「モニタリングの実施状況」により報告してください。<br>　また、モニタリングが行われていない利用者(現在、利用契約中の者に限る。)については、早急にモニタリングを実施し、その結果をモニタリング報告書により提出してください。 | 改善中 |
| 8 | | | | | ③職場におけるハラスメントについて、相談に対応する担当者が定められていませんでした。相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知してください。 | 改善済 |
| | | | | | ④障害児相談支援給付費について、通所給付決定の有効期間の終期月において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新申請が行われ、翌月に当該申請に係る障害児利用援助を行った事例について、継続障害児支援利用援助費と障害児支援利用援助費の両方を算定している事例がありました。<br>　この場合、障害児支援利用計画作成の一連の支援であるため、継続障害児支援利用援助費は算定できませんので、市と返還等について協議してください。<br>　また、他の利用者についても自己点検を行い、上記と類似の事例があった場合は、同様の取扱いとしてください。 | 改善済 |